

ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩
 など12物質の分解性、蓄積性及び人への長期毒性等について

本年5月に開催されたストックホルム条約第4回締約国会議において、新たに附属書に追加されることになった以下の9種類の物質（12物質）については、有害性有機汚染物質検討委員会により、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質としての要件を満たすことが、既に科学的に評価されている。

これらの12物質は、別添のとおり、化審法の第一種特定化学物質と同様に、分解性、蓄積性及び人等への毒性を含む性状を有することから、本年6月26日に、化学物質審議会審査部会及び中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において、7月23日に薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会において、化審法第2条第2項による第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られている。

POPs条約への新規追加に伴い化審法第一種特定化学物質へ指定を行う物質

No.	化学物質名	CAS番号	化審法官報 公示整理番号
1	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩	1763-23-1 2795-39-3* 4021-47-0* 29457-72-5* 29081-56-9* 70225-14-8* 56773-42-3* 251099-16-8*	2-1595 2-2810
2	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名PFOSF）	307-35-7	2-2803
3	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	3-76
4	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン （別名α-ヘキサクロロシクロヘキサン）	319-84-6	3-2250 9-1652
5	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン （別名β-ヘキサクロロシクロヘキサン）	319-85-7	3-2250 9-1652
6	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン （別名γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）	58-89-9	3-2250 9-1652
7	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,6} .0 ^{3,9} .0 ^{4,8}]デカン-5-オン （別名ククロルデコン）	143-50-0	
8	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8	
9	テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）	40088-47-9**	3-61
10	ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）	32534-81-9**	
11	ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）	68631-49-2*** 207122-15-4***	3-2845
12	ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）	446255-22-7*** 207122-16-5***	3-3716****

*ペルフルオロオクタンスルホン酸塩の例

**商業用ペンタブロモジフェニルエーテルに含まれる代表的な異性体

***商業用オクタブロモジフェニルエーテルに含まれる代表的な異性体

****ジフェニル=エーテルの臭素化物(Br=7~9)として